総合計画及び総合戦略等調査
特別委員会記録

平成30年1月31日

摂　津　市　議　会

目　　　　　　　次

総合計画及び総合戦略等調査特別委員会
１月３１日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局
職員、審査案件--1
開会の宣告--2
　副市長挨拶
委員会記録署名委員の指名--2
計画行政推進にかかる諸課題と今後の全体スケジュールについて------------------2
　説明（市長公室次長）
　質問（水谷毅委員、光好博幸委員、香川良平委員、野口博委員）
閉会の宣告--19

総合計画及び総合戦略等調査特別委員会記録

１．会議日時

平成３０年１月３１日（水）午前１０時　　　　開会

午前１１時２３分　閉会

１．場所

３０１会議室

１．出席委員

委 員 長　三 好 義 治　　副委員長　野 口　 博　　委　　員　水 谷　 毅

委　　員　香 川 良 平　　委　　員　光 好 博 幸

１．説明のため出席した者

副市長　奥 村 良 夫

市長公室長　山 本 和 憲　　同室次長　大 橋 徹 之

政策推進課長　川 西 浩 司

１．出席した議会事務局職員

事務局長　藤 井 智 哉　　同局次長代理　田 村 信 也

同局総括主査　香 山 叔 彦

１．案件

計画行政推進にかかる諸課題と今後の全体スケジュールについて

（午前１０時　開会）

○三好義治委員長　ただいまから、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

奥村副市長。

○奥村副市長　おはようございます。

委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会を開催いただき、ありがとうございます。

さて、現在の第４次摂津市総合計画は、平成３２年度で改定時期を迎えますが、この機を捉えて計画行政推進にかかる諸問題と今後の全体スケジュールついてご意見を頂戴したいと考えております。

また、今後節目節目にはこの特別委員会をお持ちいただきたいと考えております。どうかよろしくご審査いただきますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○三好義治委員長　挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名員は水谷委員を指名します。

それでは、計画行政推進にかかる諸課題と今後の全体スケジュールについて、説明を受けます。

大橋市長公室次長。

○大橋市長公室次長　おはようございます。

私のほうからお配りさせていただいております資料に基づいて、説明のほうをさせていただきます。

まず、次第ということで、１から４まで書かせていただいておりますので、その表を順に沿って説明させていただきます。

まず１、付議案件等についてということでございます。そこには、「本市における計画行政推進にかかる諸課題等を踏まえ、新しい総合的な計画の策定に向けあるべき姿を調査・検討することにより、市としての考え方、方向性を明確にするということ。」と書かせていただいております。

ここで、「計画行政推進にかかる諸課題等を踏まえ、新しい総合的な計画の策定に向け」という、この部分が今回この特別委員会でご議論、ご審査いただく根幹をなすべき部分であるというふうに考えております。

どういうことかと申し上げますと、現在、総合計画を中心といたしまして進めております計画行政のあり方について、地方自治法の改正が平成２３年にございましたけれども、そのことと、現在各部門ごとに非常にたくさんの分野別計画というものが策定されております。

また、平成２８年には総合戦略、２０６０年を見据えた人口ビジョンを策定し、それに向けた総合戦略というものも策定しております。それらの総合計画を中心とした中での計画、各課の計画の進行管理、これも進めておるんですけども、進行計画の進め方、あり方についてもいろいろ諸課題があるというふうに認識をしておりまして、それらをトータルで踏まえまして、今後２０２５年等も見据えた中で、新しい計画行政のあり方を構築しなければならない、構築する必要があるということで考えておりますので、本特別委員会をご開催いただきまして、ご議論をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

そうしましたら、次、２の全体スケジュール案と調査・審議の内容ということで説明をさせていただきたいと思いますけども、２枚目以降の資料１と２をあわせてごらんいただきたいというふうに思います。

まず資料１のほうが、先ほど申し上げた

ような諸課題を踏まえた中での今後のスケジュールですね、少し長期にわたっておりますけども、諸課題をしっかり検証いたしまして、あるべき計画行政の推進のための仕組みづくりを行うということで、少し長期にわたっていろいろご議論をいただきたいと考えております。

資料２のほうが、諸課題の概要ということで書かせていただいておりまして、先ほど申し上げました地方自治法の改正等の諸課題を少し記載させていただいているところでございます。

まず、資料１のほうからご説明をさせていただきたいと思いますけれども、内容について、第４次総合計画、計画期間の延長についてということで書かせていただいておりますけれども、この計画期間の延長のところにつきましては、次第の３のところで少し詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

今回お願いしております内容は、非常にボリュームのある内容になりますので、少し長期にわたっての議論をお願いしたいと考えておりますので、そのために総合計画の計画期間だけを延長させていただいて、その間に市としての方向性を策定、定めてまいりたいというふうに考えております。

次が、地方自治法改正等の総合計画の諸課題ということでございます。これについては、資料２のほうにあるんですけれども、これも後ほど説明をさせていただきたいというふうに考えております。

次が、計画行政進行上の諸課題ということで、これも資料２のほうに書かせていただいておりますので、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

四つ目が、延長する基本計画のスタイルということで、これも後ほど説明のほうをさせていただきたいと思っておりますけれども、本日はこれらの内容について、基本的には第４次総合計画の基本計画の部分をさらに５年間を延長させていただくということで、そのあたりについてご議論、ご審査いただだいて、ご了承いただきたいというふうに考えております。

全体スケジュールといたしまして、平成２９年度はこの１回目で終了になると思うんですけれども、平成３０年度以降、年に４回、本会議がございますので、その間にこの特別委員会をできましたら設けていただきまして、各種検証等した中身ですね、資料をご提出させていただきながら、確認・検証のほうを行っていただきたいというふうに考えております。

平成３０年度に、そこに内容のほうを書かせていただいておるんですけれども、平成３０年度で諸課題をしっかり検証させていただいて、その諸課題をどのようにクリアしていくか、解消していくかというところの方向性を導き出したいというふうに考えております。

したがいまして、平成３１年度についてはその諸課題の検証を踏まえまして、新しい総合的な計画の方向性ということで、現在総合計画を中心として進めている計画行政のスタイルを、実態に即した形で見直した中での新しい形を、この平成３１年度にしっかり議論をさせていただいて、方向性について確定させていきたいというふうに考えております。

平成３２年度については、先ほど基本計画を５年間延長させていただきたいということで申し上げましたけれども、新しく策定する基本計画と、新たな総合的な計画の位置づけについて、確認をさせていただ

きたいというふうに考えているところでございます。

資料１の下のほうのスケジュールなんですけれども、これが大体今申し上げたような策定スケジュールです。平成２９年度、平成３０年度、平成３１年度、平成３２年度でそれぞれの年度ごとに２回か３回、本特別委員会を設けていただいてご議論をさせていただきたいということで考えております。

資料２のほうの説明をさせていただきたいんですけれども、こちらのほうが「計画行政推進にかかる諸課題等について」ということで書かせていただいております。

まず一つ目が、計画策定における課題ということでございます。これは平成２３年に地方自治法が改正されておりまして、この第２条第４項が削除されております。ここに書かせていただいておりますように、第２条第４項というのは、「市町村は、その事務の処理をするに当たって、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」という文言があったわけなんですけど、これが廃止され、基本的には総合計画というものの策定義務がなくなっております。

この義務がなぜなくなったかと申し上げますと、基本的には地方分権の流れの中で地方分権の推進計画に基づき、各種の義務づけを廃止する方向の中での一つの部分として総合計画の基本構想策定義務が廃止されたということになっております。

したがいまして、総合計画の必要性であったり、地方自治法が改正されて策定義務がなくなったから、直ちに総合的な計画、名称は総合計画になるかどうかわかりませんけれども、そういう総合的な計画が市として要らなくなるかというと、そうではないとはいうふうに考えておりますので、そこはちょっと直ちに総合計画をなくすというふうにはならないと思ってますけれども、ただそういう総合的な計画の必要性、市にとって必要であるのかどうかはその位置づけですね、あと構成とか内容、どのあたりまで網羅するのかということですね、その辺のところが自治体、それぞれの自治体の実情に鑑みて、独自に決定をしていく必要があるということで言えると思います。地方自治法の策定義務がなくなったということで、そういう形で個々の自治体がそれぞれに対応していく必要があるということで、我々は考えております。

ちなみに、近隣等他市の状況で申し上げますと、国のほうはこの地方自治法の改正で策定義務がなくなったけれども、引き続き基本構想を議会の議決を経て策定する場合については、条例をつくって今までと同じように対応することには特に問題はないと、そういう言い方をしております。したがいまして、新たに総合基本構想の議決を、議会の議決を経て策定する必要があるという条例を新たにつくって対応している市もございます。

一方、今我々がやろうとしているというように、このタイミングを捉えていろんなさまざまな諸課題がございますので、その諸課題をできるだけ解消して、よりよい計画行政のあり方ということを模索して、いろいろ議論していく自治体もございます。我々は、その後者のほうの選択をさせていただいて、本特別委員会のほうでご議論させていただきたいということで考えているところでございます。

地方自治法の改正はそういうところな

んですけども、ここにさらにはということで書かせていただいているんですけども、平成２８年に人口ビジョン、２０６０年までの人口の推計ですけども、これを策定して、それの実現、人口減少の抑制ですね、そのあたりを踏まえたときにどういう施策を中心にやっていく必要があるかということで、策定をさせていただくのが摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略ということになっております。

これは総合計画とは別に策定しておるんですけども、国のほうはそのスタイルといいますか、つくり方ですね、それについては総合計画とあわせた形で策定するのもありだということで、そのあたりは割と自治体のほうに自由度が与えられているのかなというふうに考えております。現在は別々につくっておりますけども、内容については基本的には総合計画の基本政策・施策のところから重要なもの、人口減少を抑制するために必要となり、今後戦略的に取り組んでいかなければならない部分を抜粋したような形で策定をしておりますので、総合計画の中でもこのまち・ひと・しごと創生総合戦略の部分については優先度が高いという考え方もできると思います。そういった意味からもしましても、次の総合的な計画をつくる際には、その総合戦略に位置づけをしなければならない部分とですね、どのように整合を図っていくかというところは考えていかなければならないということでございます。

次に、②なんですけれども、各部署で策定している各種の分野別計画、これも後ほど少し詳しく説明させていただこうと思っておりますけども、それぞれの部局で４０ほどの各種の計画がございます。基本的には総合計画が上位計画ということにはなるんですけれども、ただその中身ですね、例えばそれぞれの分野別の数値目標であったり、やろうとしている施策の内容であったりというところをきちんと総合計画と照らし合わせて、確認をしていること、するということが正直できていない部分がございますので、そのあたりの関連性と整合性をしっかりいま一度見きわめる必要があるということで考えております。

この４０ほどある計画というのは、各部、各課で策定をするわけなんですけども、総合計画と同じように市民意識調査であったり、市民が参画する中での審議会であったり、当然パブリックコメントもそうですけれども、そういう形で市民の意見を聞きながらかなり時間と予算をかけて策定しているということもございますので、本当にその四十幾つが必要なのかどうか、総合計画との関係はどうなのかということはしっかり検証しないといけないということで考えております。

あと、事業別予算制度、これは本市の場合は他市よりもいち早く事業別予算という制度を取り入れて、これまでやってきております。この事業別予算にいち早く取り組んだおかげでといいますか、その部分で行政評価制度、事務事業評価制度ということなんですけども、これについても割とスムーズに導入ができたということがございます。予算を事業単位でつくっているということは、その総合計画に今書かれている施策なり政策なりということとの関係が、非常にわかりやすくなるということがございますので、総合計画の進行管理に使っている実施計画というものについては、この事業別予算との関係の中で総合計画の達成レベルというのが比較的わかりやすくなってるのかと思うんですけれども、

そのあたりの関係性というものをもう一度精査をさせていただきながら、進めていく必要があるということで考えているところでございます。

あと、中期財政見通しについても、毎年策定をしているわけなんですけれども、ここの部分と中期財政見通しの数字の部分と、あと行革の実施計画も平成８年に行革の大綱を策定して以降、おおむね５年ごとに見直しをして、今第５次まで来ているわけなんですけれども、実施計画と総合計画との関連というものをいま一度見る必要があるかなと思います。といいますのは、平成８年に行革大綱を策定して以降に本格的な行革がスタートしたわけなんですけども、その当時はこの行革は何のためにするかといいますと、総合計画を実現するために行革の実施計画を位置づけていると、そういう基本的なスタートがはっきりしておったんですけど、少しそのあたりの関連性が明瞭でなくなってきている部分がございますので、そのあたりもしっかりこのタイミングで議論をして、関連性を明確にしていきたいということで考えているところでございます。

次に、資料２の２、計画行政の推進のための進行管理上の課題というところについて説明させていただきます。

少し、これまでのお話とかぶる部分があるかもしれませんけれども、基本的に総合計画を上位計画として各種計画があって、当然それは現在の計画でのほぼ目標数値というのがどの計画にも記載されているというような内容なんですけども、ですから目標数値に向けてどういう事業をしていくべきか、どういう施策を打っていくべきかということを基本的には予算策定の中で議論していくということになるのかなと思います。その予算をつけていただいて、その結果、当該年度で行った事業の進捗はどうなのかというところをしっかり検証して、また次の予算策定といいますか、予算の編成に向けて取り組まねばならないというのが基本で、それがいわゆるＰＤＣＡサイクルにもつながっていくものだと考えておるんですけれども、そのあたりのところが果たして理想の形になってるのかどうか、どこができてないのかというところをしっかり検証しなければ、せっかく総合的な計画をつくって数値目標を策定し示したところで、そのあたりが曖昧になっていくと、俗に言われております絵に描いた餅状態になるということで考えておりますので、計画行政推進のためには、この進行管理のところが非常に重要になってくるはずなんですけれども、これは本市だけの問題ではないとは思うんですけれども、少しおろそかになっているとか十分ではないということがございます。

それから、①から⑥まで書かせていただいているんですけども、①が総合計画の進行管理、総合計画の一番の条件は進行管理というのを実施計画という事業別予算のくくりで基本的には行っておるんですけども、これは３年間の実施計画ですね、それを毎年見直してローリングをかけているということで、現在は取り組んでおります。基本的には総合計画に示しております数値目標を達成するために、どういう事業をこの３年間やっていくかということを実施計画上であらわして、これを毎年見直ししているということになっているんですけれども、果たしてこのスタイルが適切なのかどうか、結局３年の計画を毎年見直しをするということは、１年ごとの進捗管理というのがひょっとしたらできていな

いのではないかということにもつながってくる可能性がありますので、そのあたりはいま一度このあり方というのをしっかり検証していきたいということで考えております。

次、②なんですけども、各種の分野別計画の策定状況と進行管理の在り方でございます。

これは次第の４のところでも少し説明をさせていただくんですけれども、先ほども申し上げましたように、４０ぐらいの分野別の計画がございますけれども、果たしてその進行、これもそれぞれの計画に数値目標等というのが記載されております。その数値目標と総合計画の数値目標とどういう関係性になっているかということを、しっかりこれも検証しないといけないんですけど、ここも十分ではないというふうに考えておりますし、また総合計画の実施計画で行っている進行管理と、分野別の計画は各部、各課がつくっている分野別の計画の進行管理とどのように関係しているのかというところも、やはり同時に見なければならないはずなんですけども、これも十分に見れていない部分があるのではないかということで、考えているところでございます。

済みません、この②と③と合わせて説明をさせていただきまして申しわけございません。③のほうが、今申し上げた目標数値の整合性とその進行管理のところの問題ということあります。

④が、これも先ほど少しちらっと申し上げたんですけど、中期財政見通しですね、これと総合計画も含めて各種計画の関係性というのを、現在どういう位置づけになっているのかということを改めて確認をしながら、今後どう進めていくべきかということは検討させていただきたいということで、考えております。

⑤の行財政改革実施計画と各種計画の関係性というところが、先ほど平成８年に行革大綱を策定して以後、これまで第５次まで行革の実施計画をつくって進めてきたわけなんですけれども、そのあたりの関係性というところで、いま一度検証したいということでございます。

⑥が、人事評価制度。人事評価制度のうち業績評価のほうになるんですけれども、これも平成２６年度から本格的にスタートしておりますので、これは総合計画の政策、施策の体系に基づいてそれぞれの部長、課長等の管理職がその総合計画の実現のために目標を設定して、その実現のためにどういうふうな動きをするかということをあらわしながら進行管理をしていくという部分がございますので、新たに平成２６年度から加わった仕組みといいますか、制度でございますので、次の総合計画のタイミングではいま一度このあたりの関係性を明確にすることによって、少なくとも部長級、課長級の管理職についてはより総合計画との業務の関係性というのを意識しながら取り組めることになるのではないかというふうに考えておりますので、そこのところはしっかり検証していきたいということで考えているところでございます。

資料１と２のほうの説明は以上になるんですけれども、次第の２ということで、もう一つ資料３ということで、お示しをさせていただいております。

今回、やろうとしておりますことが、簡単にこのＰＤＣＡサイクルの中でどういうことかということを少し説明をさせていただいているんですが、やはりこれまで

はプランの部分ですね、総合計画をつくる、各種分野別の計画をつくる、そこに非常に人とお金をかけながら進めてきたわけなんですけれども、それは間違ってるわけではないとは思うんですけれども、そのチェックとアクションの部分が検証の部分と、その検証を踏まえた次の改善ですね、次の年度、その次の年度にどういうふうに予算編成の中で修正をかけていくのかというところですね、そういうところが少し十分ではない、その意識ができていなかった部分があるというふうに考えておりますので、ここの今後については新しい総合的な計画の方向性の中では、このチェックとアクションがしっかりできるような仕組みというか、スキームというものを構築していきたいということで考えておりますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

次第の３、第４次総合計画の計画期間の延長についてということでございます。今、追加の資料をお配りをさせていただいたと思いますけれども、先ほど次第の１のところで申し上げましたように、今回少し長期にわたってこの特別委員会を設けていただきまして、ご議論、ご審議をいただきたいというふうに考えております。それぐらいの期間が必要であろうということで、我々は考えておるところなんですけども、そういうことがございまして、現在の総合計画の追加資料を見ていただきたいんですけれども、現在の総合計画というのは平成２２年度に策定をしまして、平成２３年度からスタートしておるわけなんですけれども、平成３２年度までの１０年間の計画ということになっております。

したがいまして、通常の策定スケジュールで申し上げますと、平成３０年度から改定、新しい総合計画の策定作業を進めるようなスケジュール感になってまいります。ですから、当然策定作業で３年ぐらいかけていろんな仕事であったり、市民からの意見を聞いたり懇談会等もありますので、かなり時間をかけて、今まで申し上げてきたのは新しい計画行政のあり方ということの議論をする暇は、正直なくなることになってしまいます。

したがいまして、大きくは地方自治法の改正もございましたので、このタイミングで総合計画を延長させていただいて、少しお時間をいただいて議論をさせていただきたいということでございます。現在の計画は申し上げましたように平成３２年度まで１０年間の計画で、基本構想、基本計画、実施計画という形になっておりまして、基本構想と基本計画は平成２２年度に１０年間のものを策定して、スタートいたしました。

実施計画については、先ほども申し上げましたように３年の計画を毎年見直ししながら、作成をしているというところでございます。 この基本計画の部分について、この平成２７年度に中間見直しということで、一部内容を、これはアンケートをとりながら各課のほうに進捗状況の調査等をしながら、それらを踏まえて見直しをして、新たに基本計画の部分だけを策定し直ししているということでございます。

この際、このタイミングで先ほど申し上げました人口ビジョンの摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものをあわせて策定させていただいて、協議会であったり特別委員会でいろいろご議論をいただいて、策定に至ったということになっております。現在そういうことで、平成３２年度までを基本構想、基本計画というものはあるんですけれども、何回か申し上げて

いますように、５年間の延長をさせていただきたいということで、基本構想については平成２２年度に議決をいただいたものでございますので、この内容はそのまま変更せずに延長したいということで考えております。

この資料は、参考資料１ということで、Ａ４横の８枚ものの資料を出してるんですけども、基本構想、基本計画の資料ということで、どういう内容のものになっているかということを資料でつけさせていただいております。基本構想の部分についてのみ、まちづくりの目標と政策という部分ですね、ここを議決いただいたという部分でございます。ですから、この議決をいただいた部分につきましては、変更せずに内容を見たら我々としても変更する必要がない、このまま進めていくレベルであるというふうに認識をしておりますので、変更せずに基本計画のところだけを平成２７年度に見直したような形で、５年間の延長をさせていただきたいということでございます。

ただ、基本計画の部分を５年間延長するタイミングでは、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略も平成３１年度までになりますので、そこも合わせて１年間だけ自動延長させていただきたいと考えているんですけれども、このまち・ひと・しごと創生総合戦略も合わせて、それともう一つは、平成２７年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正ですね、教育大綱というものを地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市長部局がつくらねばならないということになっております。その次の平成３３年度から５年間延長する基本計画の中にはこのまち・ひと・しごと創生総合戦略と教育大綱、ここは最低限加味した中で新しい基本計画をつくる必要があると。別につくるという選択肢はあるかもしれませんけども、別にすると整合性の問題等わかりにくくなると思いますので、ここはやはり合わせてよりわかりやすくするためにも、基本計画、現在の総合計画の基本計画と摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略と教育大綱を合わせた中で、この平成３３年度から平成３７年度までの５年間の基本計画というものを策定していきたいということで考えております。

以上が次第３の説明ということにさせていただきます。

続きまして、資料４、今後の調査検討内容の概略ということで書かせていただいております。

このフローについては、資料１で少しスケジュール感の中でお話をさせていただきました平成３０年度におおむね取り組むといいますか、大きなところでご審査、ご議論いただきたい内容ということになるかと思います。

まず一つ目が、人口ビジョンと摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、これもちょっと何回も申し上げておるかもしれないんですけれども、２０６０年までの長期にわたる人口ビジョンを策定して、それをもとに摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略ということでつくらせていただいておりますので、この概要については現在の総合計画として総合計画の中で政策、施策の位置づけで書いているところから抜粋する形で四つの基本目標を掲げて取り組んでいるわけなんですけれども、これがどうあるべきか、どういう形で総合計画とリンクを図るのかというところをしっかり議論をさせていただいて、平

成３３年度以降の基本計画に結びつけたいということで考えております。

次が、各種分野別計画の策定状況の確認ということで、これは資料、参考資料２の３枚ものの資料をつけさせていただいてございます。

これ、各部署に調査をしたんですけれども、４１の各種の分野別計画が総合計画を基本的には上位計画としながら策定をされてるという状況になっております。

２枚目以降、今見ていただければわかるんですが、部によってかなり多い部もあれば少ない部もあるんですけれども、４１の分野別の計画の中で法的に策定義務のあるものが１４ほどございます。あと努力義務のものが１０ほどあります。策定が任意であるものが１７ほどございます。あと、国なり府なりに上位計画があるものが３５、あと本市の総合計画と明確に関連性があるものが２３ほどございます。

こういう状況の中で、これも何回か申し上げたかもしれないんですけれども、これらの計画の内容をもう少し精査して、今回資料としてはこういう形、ここまでの資料になっておるんですけれども、今後については数値目標のところの総合計画との整合性であったりというところも掘り下げて、少し資料としてお示ししていきたいというふうに考えておりますので、後は進行管理のあり方も含めて、その中でそういう資料をお示しした中でどうあるべきか、４１もある分野別計画をどうすべきか、どうあるべきか、それと総合計画の進行管理を踏まえた中で総合計画はどうあるべきかというところは少し議論をさせていただきたいということで、考えております。

３点目が、総合計画の職員意識ということで書かせていただいておるんですけれども、これは参考資料３ということで、管理職を対象に総合計画の意識調査アンケートをした結果として、ここにグラフで表示をさせていただいているところでございます。

課題としては、進行管理のところについての課題が少し明らかになっているのかなというふうに考えておりますので、先ほど申し上げたんですけど、人事評価制度、業績評価ですね、そういうことの中で意識づけもできるとは考えておりますので、これももう少し職員意識ということと、組織目標ということの中で少し掘り下げて確認をしながら、また資料としてお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

最後、４点目なんですけども、これも事業別予算制度をはじめとする各種制度を活用した実効性など、計画行政の推進、進行管理ということで書かせていただいております。これも、少し先ほど申し上げたかもしれませんけども、ここに六つほど事業別予算制度、人事（業績）評価制度、行政（事務事業）評価制度、総合計画実施計画、行財政改革実施計画、中期財政見通しということで書かせていただいておりますけれども、これらの制度ないし仕組みを使って、どのように計画行政を推進していくためにＰＤＣＡサイクルを構築していけばいいかというところをしっかりと議論をして計画行政に資するようにということで、やっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○三好義治委員長　説明が終わりました。

今、説明を受けますと、一連の流れの中でそれぞれの項目について全て関連性が

あるため、１から５を一括して質問を受けることにしたいと思いますので、質問のある方、挙手をお願いしたいと思います。

水谷委員。

○水谷毅委員　それでは、質問させていただきます。

この委員会、非常に大きな枠組みで、実際は各部署で細かい作業をしていると思うんですけど、その分方向性を確認していかないと、数年後に大きくずれ込むのではないかというふうに感じております。

ポイントとなるのが計画策定と、それから進行管理の部分になると思うんですけども、進行管理という部分で、チェックとアクションのところに重きを置いていくというようなお話ですけれども、別紙で言えばＰＤＣＡのサイクルをしっかり回していくためにどうしていくのかというのが非常に大事な項目だと思うんですけども、先ほども４１ですか、項目が上がっていましたけれども、それぞれが共通して進行管理等していくためのチェックリストといいますか、チェックシートというのがあるのか教えてください。

○三好義治委員長　大橋次長。

○大橋市長公室次長　チェックシートということなんですけれども、現在そういう明確なチェックシートというものはないんですけれども、ＰＤＣＡのサイクルというのは基本的には自治体は会計年度、年度ごとに予算を編成してということが基本になりますので、やはり予算編成のタイミングと決算のタイミング、これは当然どちらもですね、議案のほうでいろいろご審議いただくことになって、このタイミングというのは非常に重要であるというふうに考えておりますので、ここの部分を中心としながら、そこに実施計画であったり、主要事業なんかもそうかもしれませんけども、そういう枠組みとなる仕組みがございますので、そこの中で考えていく必要があるかなと。

例えば決算なんかで言いますと、地方自治法に基づいて決算資料の中で決算概要というものがございますけれども、例えば総合的な計画の中心、根幹をなすような事業、それが主要事業になるかと思うんですけれども、そういうものについては別途そのようなチェックシートであったり、アクションシートであったりと、例えばそういうものをつくるということも考えられるのではないかというふうには思っております。よろしくお願いします。

○三好義治委員長　水谷委員。

○水谷毅委員　計画の内容が長期化するものがあったり、難易度が非常に高かったりとか、低かったりとか、そういうことがあるので、同じように評価していくのはなかなか難しい点もあると思うんですけど、目標とする内容が非常に広い範囲なだけあって、そういう評価がすっとわかるような形が大事だと思うんですね。先ほど分野別計画一覧表を４１項目いただきましたけど、こういうのを見ると非常にわかりやすいと思いますので、何とか工夫していただいて設定、オリジナルのそういうＰＤＣＡサイクルの構築というのをつくっていただいて、現場でやっぱり仕事しやすくなったと感じてもらえるような、そういう取り組みをお願いしたいなというように思います。

次に、人事評価制度というのもありましたけども、職員の皆さんの顔ぶれを見ておりますと、非常に幅が出てきているなというふうに思います。そういう若手職員の意見というのも非常に大事だと思いますし、

現場にこそさまざまなヒントがあると思いますので、そういう提案や声を受け入れる、そういう受け皿をどういうふうに考えておられるのか、ちょっとわかりませんけど、教えてください。
○三好義治委員長　大橋次長。
○大橋市長公室次長　そうしましたらご答弁申し上げます。
確かに現在の職員の年齢、構成といいますのは、２０代、３０代、４０代、５０代、それぞれ同じような数の構成になっておりまして、以前は割と４０代、５０代が突出して多くて、ベテランが多いという職員構成だったんですけども、今そういう構成になっておりますので、我々ちょっと感じておりますのが、総合計画であったり行革の実施計画であったりというところの部分の関係といいますか、それの意識ですね、その辺が若干薄れてるんじゃないかなという部分も少し感じております。
あと、我々若いころといいますのは、プロジェクト的な各部、各課から若手の職員、係長、そのときは恐らく係長よりも下の職員も集めた中でプロジェクトをつくって、いろんな議論をしていたようなことがあったんですけれども、最近ではなかなかそういうことも難しくなってきているのかなというふうに思いますので、そのあたりはいま一度どういうふうにその意識ということを醸成するかというのは考えていきたいというふうに思っております。
○三好義治委員長　水谷委員。
○水谷毅委員　感じておられると思うんですけど、やっぱり先輩を見て、このような先輩になりたいなというふうな思いになってもらえる、そういう職場の空気になったりとかいうのをよく見ていかなくちゃいけないなというふうに思います。
以前はある意味職人かたぎといいますか、後ろについて見て仕事を覚えるというふうな状況でしたけれども、最近は指摘をしたら聞いていませんでしたとか、教えてもらっていませんとかというふうな傾向も出てきているというふうに思います。ある意味、トレーニングをして教えてあげて、その上でどうなのかという、そういう流れを、中間管理職の皆さんもなかなか大変だと思うんですけども、その辺にも追い風が来るような、そういう政策になっていただきたいなと思います。
最後に１点、きょうお集まりの皆さんも政策分野なんですけども、これらの計画を推進していく上で、今の人員でこの計画あるいは進行管理が十分にできるのかどうか、また得意分野も皆さんあると思いますので、場合によったら外部からノウハウを得ていくということも必要だと思うんですけど、今改めていけるのかどうか、その辺の方向性を教えてください。
○三好義治委員長　大橋次長。
○大橋市長公室次長　それではご答弁申し上げます。
平成３０年度以降に推奨していくような施策というものは、この総合計画、今ご説明させていただいているもの以外にも幾つかございます。また予算の審議の中でお願いしたいと思っているんですけども、そういうことも踏まえますと、その体制ということは一定４月に向けて検討はしていく必要があるなというふうには考えております。
以上でございます。
○三好義治委員長　水谷委員。
○水谷毅委員　職員の定数についてはいろいろ議論もありますので、なかなか難しい点もあるかと思うんですけども、施策と

してはただ人事分野のことであったりとか、ほかのいろんな課題もやりながら進行管理もしてもらえると思うんですね。そういう意味で、例えば野球で言うと、フライが上がってセンターがとるのかレフトがとるのかって判断になった場合に、誰かがそこを追っかけてないと必ず落としてしまうんですね。そういう意味で、今いらっしゃるスタッフで工夫をしながら、誰かが絶対ここのところは抜けないように押さえるというふうなそういう検討をしていただきたい。期待しておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○三好義治委員長　ほかに。

光好委員。

○光好博幸委員　ご説明を聞いておりますと、総合計画が一番最上位になりまして、その下に４１もの各計画があると。イメージで言うと下位になるという中で、相当気合いを入れてやらないと総合計画との整合性、あるいは進捗管理ができないと思うんですけども、そもそも、この１０年から、そういった段階でね、５年延長した理由、ご説明あったかと思うんですけども、例えば今回５年延長ではなくて、今回第５次行政改革実施計画をつくろうとする、準備を早い段階からしていけばできたんじゃないかなというふうにも聞こえたんですけども、そもそも５年延長して見直しするというふうな背景があればちょっとお教えいただきたいと思います。

○三好義治委員長　大橋次長。

○大橋市長公室次長　そうしましたらご答弁申し上げます。

今おっしゃっていただきましたように、相当ボリュームのある作業になるかなというふうに思っております。ただ、これをする必要があると、しなければならないというふうにも思っております。大きなものについてはやはり平成２３年に地方自治法の改正があって、この平成２３年というのは新しく、つまり第４次総合計画をつくったところでございましたので、以後、第４次以降基本構想の議決の部分をどうするかということの議論については、できてなかったわけなんです。それは各市がどのような、市によって総合計画の改定のタイミングが違いますので、平成２３年に地方自治法が改正されて以降、直近では平成２３年中に総合計画の改定があって、基本構想をどういうふうにしようというところの自治体もあったと思うんですけども、そういう自治体の状況も見ながら、少しどうすべきかというところは、結局同じように議決を経て基本構想を策定しようとすると、当然条例をつくって、それを議会にお示ししてお願いして承認をいただく、議決をいただくことになりますけど、ただ我々としては理屈についてもしっかり持っておかなければ、なぜ同じように基本構想をつくって、同じように議決を経て策定するのかという、それは地方自治法の改正の趣旨も踏まえながら、それだけの説明、理屈が必要になるということでは考えております。そのときに、やはり当然いろんな課題があるので、課題のレベルといいますか、ボリュームというのはどんなものなんだというところをいま一度確認したときに、やはり第５次総合計画を前倒しで、時間をかけますので、結局１０年の計画でございますので、早く作業をすると総合計画そのものの評価が、１０年計画の中の３年前倒しでも７年目でも作業はスタートしてしまうんですね。それをもっと前倒しすると、中間年ぐらいから新しい計画を、まだ半分

しかいってないのに新しい計画をつくるんかとか、何かそんな形にもなりかねませんので、やはりこのボリュームとか内容を鑑みても、延長して少しお時間をいただいて、しっかり議論させていただくのがベターかなという判断をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長　光好委員。

○光好博幸委員　おおむね理解しました。特に５年延長することに対してどうこう否定しているわけではないんですけども、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

その中で、先ほど水谷委員からお話もありましたように、私もＰＤＣＡサイクル、しっかり回すのが大事だと思います。これ、行政だけではなく、一般質問でもやりましたけど、民間でも同じ、ＰＬＡＮ、ＤＯまでやるんですね、やって終わりというのが多いので、やはりしっかりチェックしていただきたいと思いますのと、先ほど数値目標の話がありましたけども、数値の評価と、それに至るプロセスの評価が必要だと思います。一つ一つの数値目標をするために何をしたのか、どういう計画でどういうふうな行動を起こして結果どうなったかというプロセスをしっかり振り返ることによって、数値目標ということは次何をしなければならないということが出てくると思いますので、ぜひ一度お願いしたいのと、あと先ほど評価制度のところにもやはりこの総合計画に対しての進捗を入れていくと、部長、課長級の方があったと思うんですが、そこも１年１年の目標に対して総合計画の進捗を入れた上で、しっかりと評価していくことによって、部課長が何をせなあかんのか、５年後に向けてマイルストーンをつくって、この１年でどれだけ進めたのか、あるいは進んでなくても、おくれてるんだったら次どうやったら取り返せるのかというところを、評価制度にうまく織り込んでやっていくことによって、うまく今回の反省を生かしてやっていけるんじゃないかと思いますので、ぜひしていただきますようによろしくお願いします。

○三好義治委員長　ほかに。

香川委員。

○香川良平委員　それでは質問させていただきます。

分野別計画一覧の資料で、ちょっと教えていただきたいんですけれども、市長公室の人事課、摂津市人材育成基本方針、策定年月が平成１８年３月となってますが、目標年次がありません。目標年次が載っていないのが幾つかあるんですけれども、これについてはなぜ目標年次を定めてないのか、この資料を見る限りもう計画だけ立てて何もしてないまま終わってるのかなと考えるのですが、なぜ目標年次を設定してないのか、その点について説明願います。

○三好義治委員長　大橋次長。

○大橋市長公室次長　それではご答弁申し上げます。

目標年次のない部分につきましては、幾つか考えられるわけなんですけれども、人材育成実施基本方針といいますのは、人材育成実施計画、その下にございますけど、それは上位に当たる指針みたいなものになっておりますので、行革の大綱とは基本的には同じようなレベルになると思います。そういった意味で、あえてといいますか、目標年次をどちらかといいますと定める必要がないのかなというふうには考えております。

それは行革大綱もそうなんですけれど、

この人材育成実施基本方針もそうですけれども、やはりその下位の実施計画の進捗の中で、この方針なり行革の大綱なりというのはやっぱり見直すタイミングというのは探っていきながら進めていかないとならないというふうには思っております。

あと、地域防災計画なんかもそうかもしれませんけれども、やはりいつまでにどういうことをするという計画ではなく、現在こういう状態にしなければならない、こういう取り組みをしなければならないということの中で、あえて目標年次を載せないということもございますので、そのあたりが確かに目標年次がないというのが若干違和感、我々としても覚えるわけなんですけれども、その計画の性格によって、あえて年次ということは必要じゃないものもあるかとは思います。ただそのあたり次のこのタイミングでしっかりその辺は明確にしていきたいというふうには思っております。

〇三好義治委員長　野口委員。

〇野口博委員　延長問題に対する基本的な考え方といいますか、平成２７年度に中間見直しをやりましたが、今回のような議論はなく、５年たって中間見直しをしましたということでした。本来ならば、ほかのいろんな計画も含めて総計を中心に考えるとすると、この間、平成２３年とか、平成２７年に法的な改正があったとしても、そこで中間見直しもして、努力して見直しましたと。平成３２年度に向けてこうしますということで、出発したはずなのに、ほかの計画も含めて、まず平成３２年度に対してどうするのかということで進んでいけば当然の方向だと思ってますけれども、そんな中でなぜ５年間延長してね、全体を見直したいことがあったのかというところをもうちょっと教えていただきたい。

〇三好義治委員長　大橋次長。

〇大橋市長公室次長　そうしましたらご答弁申し上げます。

おっしゃっていただきましたように、確かにこの平成２７年度に見直しをしたタイミングで、このときには議論してもしかるべきであったかということも考えられますけど、ただそのときは国から非常にタイトなスケジュールの中で人口ビジョンと摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものの策定をしなければならないということがおりてきたところで、たまたまタイミングがそういうタイミングになってしまいまして、政策推進課としても人口ビジョンとこの摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するのに、正直申しわけないですけど手いっぱいな状態になっておったのが実情でございます。

そういったところで、今の時期になってしまったんですけれども、ただ今の時期になったというものが、財政状況を見ますとひょっとしたら基金等の状況の中でちょっと改善しているような見方ができなくはないんですけれども、やはり昨今国のほうの動きなんかも見ていまして、２０２５年には団塊の世代が後期高齢者になって、そのピークが２０４０年という話がございます。そうなったときに、これは余りはっきりしたことではないかもしれませんけど、児童数の問題で学校数が減少することになるとかという議論もございます。そういったことも相当先の状況を考えますと、やはり今このまま新しい総合計画をつくってそれに満足して行政運営するのではなくて、やはり新しい計画行政の形をしっかり、チェック、アクションもできるような形にしないと、やっぱり今後の予算の

つけ方であったり等々考えますと、今の財政状況から楽観視はできないというふうに考えているところも非常に大きな要因であると思います。
○三好義治委員長　野口委員。
○野口博委員　これから時代がどんどん変わってくるので、この実施計画についても３年スパンとして見直ししておりますけれども、そういう変化ある、将来に向けてどう対応するかということを考えていってください。
　お示しされたこの４１の分野別計画ですね、おっしゃったように、これまではプランということにも力を費やしたという流れであります。やっぱりチェックもして進行管理をちゃんとして、少なくとも目標に対して頑張っていく姿勢で取り組むんだという議論を何回もされましたけれども、そういう点ではこのチェックとアクションについて重きを置くんだということであるならば、行政の一番しんどい部分と思います。今回延長する中で、こういう４１の分野別計画も含めてどう兼ね合わせていくのかとう議論がなされているときっと思いますけども、逆にきちんと、僕らもそうなんだけども、ちゃんと整理しなければ、これまでの二の舞になってしまうという可能性があると思います。
　せっかく２回も中間見直しもして総合計画がありますと、国の主導だけれども総合戦略と人口ビジョンをつくったと、後はやるのみだという、どう運用していくかということになろうかと思いますけども、そういう面ではこれだけたくさん示されて、これを延長する中でどう組み合わせていくかという議論が始まっていくと思いますけども、お互いちゃんとしなければ、つくるだけで力を費やしてしまうということになりかねないかという問題があって、その辺を、そういう問題に対してせっかく２年前に中間見直しをしたんだから、人口ビジョンとかね、総合戦略があったとしても、つくった問題に対してやっぱり取り組んで、なかなかしんどかったというところから見た場合、延長してどう変わるんかという問題をちゃんとしなければならんなと思うんですけれども、その点どないですかな。
○三好義治委員長　大橋次長。
○大橋市長公室次長　ご答弁申し上げます。
　確かにそのあたりのところですね、結局チェック、アクションのところの認識といいますか、そのあたりは重きを置かなければなければならないというところは、職員も恐らく認識としてあると思います。ただ、どういう形でどういう手法を用いてそこのところをしっかり位置づけをして、それを次のアクションに結びつけていくかという、そういったスキームのところについては恐らくしっかりなかなか考えることというのは難しいし、それは政策側がリードしていきながら考えるべきであると思っています。
　確かに、延長させていただくんですけれども、単純に延長するということでは、これでは平成２７年の中間見直しにしたときと同じようなスタンスといいますか、スタイルといいますか、それは既に５年延長するということでは考えておりません。当然、この平成３３年度からの新たに策定をする、名称は今の状況が総合計画というのが基本構想にございますので、総合計画の基本計画になろうかとは思うんですけど、そのときには当然まだあと３年ほど時間的にもございますので、そのときにチェッ

ク、アクションのところをどういうふうにリンクさせるかであったり、５年延長の後の計画というのをつくっていくつもりにはしておりますので、平成３３年度以降の新たな計画行政のスタイルが完成する最初のステップとして、この５年の延長期間を試行的な形で取り組むということで考えておりますので、ですから、ここの部分でさらに解決しなければならない部分があったり出てきたりすると思いますので、平成３８年度以降の完成に向けて取り組む、そういう試行的な意味合いも我々としては想定しておりますので、そこで対応していきたいというふうには思っております。

○三好義治委員長　野口委員。

○野口博委員　余りくどくどとは申し上げませんけれども、要は計画をつくることに力を尽くして、その後、なかなか進まない。なぜそういうふうに延長して、総合的に上位計画と絡めていくという方法で市として進もうとしているかということについて、やっぱり職員全体で意思統一を確立しなければ、結果二の舞になっちゃうのは大きな問題だと思っています。

一応細かい問題ですけど、ちょっと確認で、この総合計画について地方自治法の改正によって、いわゆる義務化、策定の義務がなくなったということと、各分野の参考資料２ですね、この中で法令等で義務づけがあるわけですわね。行政としては下位の計画、そういう大きな総合計画と分野別の計画の義務化というこの関連をどういうふうに理解したらいいのか、ちょっと教えていただきたい。

それと、今申し上げたように、結果としては市民に対して使い勝手の良い行政をつくっていくんだと、守っていくんだと、そこへつながっていきますけども、それをするにはやっぱり職員があって市民があって、そういう関係をきちんと理解した中で取り組むということについては、やっぱり地方自治体の公務員のあり方についてきちっとするべきと思って、これ一つ申し上げときます。

それと、少しイメージを膨らますために、平成３０年度に入ろうとしていますね、平成３１年度と平成３２年度、冒頭申し上げられた年２回から３回ですね、これから審議を行っていって模索をしていくことになりますけども、定例会が年４回ありますけども、この特別委員会が年２回とした場合、例えば平成３０年度、各諸課題の状況と今後の方向性というのがあります。そのたびにどういう調査をするのか、どういう事前の準備をするのかということがあると思いますけども、年２回の会議をするという前提で提案されていますけども、そのたびにどういうことがなされながら私らがその１回の議論に参加することになるのか、そのイメージとしてどういう議論をしていくのか、ちょっとあわせて教えていただきたいと思います。

それともう一つ、基本的な問題で、人口ビジョンがあります。２０６０年の展望は７万２，０００人です。そのためには、平成３２年から出生率を１．８に移行していくということが、出生率の問題についていろんな課題が提示をされておりますけども、行政のいろんな計画のいわゆる基本ファクターが人口であります。想定について、見直しを図ったので国の人口問題に対する研究の考え方もあろうかと思うんだけれども、人口についての今時点の、こういう５年間延長の中で考えていくとした場合に、ここはどう考えているのか、お答え

いただきたいと思います。
〇三好義治委員長　大橋次長。
〇大橋市長公室次長　そうしましたら、３点と思いますけども、ご答弁申し上げます。

まず、分野別計画のことでございます。総合計画が地方自治法の改正で義務化がなくなったというのが、分野別計画については法的に計画を策定する必要があるものがあります。正直ですね、国がこの地方分権の流れの中で義務化しているものを廃止したことについて、その総合計画の策定義務をなくしたということは、どういう意図を持って国がそうしたかというのは、いろいろ調べてもそこのところについては正直明らかにはならないというふうに思います。先ほど申し上げたんですけれども、やはりここのところについては、基本的には各自治体がその実情に基づいて新たな計画行政の部分については、自治体として当然市民の税金を各種施策事業に割り振ってまちづくりをしていくわけですから、それは当然計画的に進めていくというのは当たり前の話なんですけど、そのためにさまざまな計画を策定するのにそれは必須であるというふうには思っております。

例えば、考え方としてこの総合計画の地方自治法上の策定義務がなくなって、この基本構想、基本計画、実施計画という総合計画のスタイルを仮になくして、この分野別の計画上だけで行政運営ですね、まちづくりをやっていけるかどうかというところは、これは検証しないとわからないわけですけど、ひょっとしたらやっていけるような状態になっているかもしれないですね。そういうことからすると、４１ある計画の策定義務の部分にかかわらず、各セクション、各施策、各政策がどれだけ今の計画の中で網羅できているかというところは一度調査をする必要があると。ですから、基本的にはないからまだ残すとか残さないとか、そういう考え方ではなくて、どれだけのものができているかということかなというふうには考えております。

今後の議論のイメージでございますけれども、確かに平成３０年度に２回から３回ですね、基本的には諸課題の状況ということをしっかり整理をしていかなければと申し上げたんですけども、具体的にどういう調査をしてどういう研究ということになるんですが、これは諸課題幾つか申し上げましたけれども、一応今の段階で考えているのは、最終的なゴールをイメージ、というのは持たずに進めていくほうがいいであろうというふうには考えております。ですから、あくまでも諸課題というものをしっかり掘り下げて検証する中で、検証した複数ある諸課題をトータルで見て、どういう計画の形がいいのかというところの答えを導き出したいというふうに思っていますので、この平成３０年度の議論では、個々の諸課題の議論をしっかりさせていただいて、それを総括的に２回目でできるのか、３回目になってしまうのかちょっとわかりませんけども、そういう形で進めていくということはいいのではないかというふうには考えております。

三つ目の人口ビジョンというところのお話でございますが、あくまでも人口ビジョンで、２０６０年という長期にわたる国としての課題を自治体、個々の自治体がそれぞれ取り組むことによって、それは日本の人口減少の抑制につながるという考え方の下にやっているのかというふうには思うんですけれども、ここの５年のところ、５年の延長をするところで、先ほども申し

上げましたように、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略というところの部分を踏まえなければならないというふうに思っておりますので、あくまでも人口ビジョンの数字というのはなかなか伝わるのは難しいかなと思うんですけれども、その抑制対策の部分についてはこの５年延長の中で、この３年間の中でも若干見えてくるところがあるかもしれませんし、そういうことを踏まえて新たな気持ちで動くというのは確立する必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長　野口委員。

○野口博委員　そうしましたら、一番最後の部分ですけども、少なくとも平成３０年度、２回の議論をどういう方向でするのかという問題については、これも委員長らと相談していきたいと。いわゆる５年間延長という、こういう目標に対して、どこから始めるかという問題についてきちっと議論をしていきたい。

分野別計画との関係の問題がね、いろいろと推測するにはいわゆる分野別計画について、法律の義務化という問題については、そこに国の補助金がつきますが、ただこういう分野別の法定義務がなくなれば、一般財源化ということで財政問題も絡めて大きな問題になっていく可能性を秘めているものだと思いますので、ちょっといろいろ国の動きについてはまさに注視をして全体で議論できればなと思っております。

○三好義治委員長　暫時休憩します。

（午前１１時２１分　休憩）

（午前１１時２２分　再開）

○三好義治委員長　再開します。

以上で質問を終わります。

次回の本委員会につきましては、平成３０年第２回定例会終了後から第３回定例会までの間に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前１１時２３分　閉会）

委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

総合計画及び総合戦略等調査特別委員長

三　好　義　治

総合計画及び総合戦略等調査特別委員

水　谷　　　毅